

令和元年9月17日

各位

八幡浜市保健センター
介護認定係

住宅改修及び特定福祉用具購入に関する消費税の取扱いについて

令和元年10月1日より、消費税率10%が適用されることとなっておりますので、下記の内容をご確認の上、申請書類の作成及び提出をお願いいたします。

記

1 住宅改修

消費税率の判断基準日は、工事完了日とします。

(1) 事前申請の見積書について

- ① 令和元年9月30日以前に工事完了予定の場合は、消費税率8%で計上した見積書を提出してください。
- ② 令和元年10月1日以降に工事完了予定の場合は、消費税率10%で計上した見積書を提出してください。

2 注意事項

- (1) 令和元年9月30日までに工事完了予定であったが、遅延等により10月1日以降となった場合、理由の如何に関わらず、全ての工事費用について消費税率10%が適用されます。 そのため、令和元年9月30日以前に工事完了予定の場合でも、遅延等における増税分の支払いについては、あらかじめ申請者に説明をして了承を得て、後にトラブルが生じないように留意してください。
- (2) 事前申請は消費税率8%で承認されている場合で、工事完了が令和元年10月1日以降となることが判明した場合には、消費税率10%で計上した見積書が必要ですので、再提出してください。

3 特定福祉用具購入

消費税率の判断基準日は、購入日(領収日)とします。

- (1) 購入日(領収日)が令和元年10月1日以降の販売分については、消費税率10%で計算した金額で申請してください。

八幡浜市保健センター 介護認定係
TEL 0894-24-6628